

木城町生ごみ処理施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から出る生ごみの家庭処理を推進し、もって生ごみの減量化を促進するため、生ごみを処理する施設（以下「処理容器」という。）を設置した者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 木城町内において、処理容器を新たに設置した者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる処理容器は、簡易式及び電動式とし、簡易式は1世帯につき2基まで、電動式は1世帯につき1基までとする。

2 補助金の再申請は、処理容器の破損による使用不能等特段の事情がない限り、原則として前回申請から8年間を行うことができない。

3 処理容器は、処理容器指定登録店から購入をしなければならない。

(補助率及び補助額)

第4条 補助率は、処理容器購入費の2分の1以内とし、補助額は、簡易式1基につき2,000円を上限とし、電動式1基につき30,000円を上限とする。

2 補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請の手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付対象となる事業が完了した場合は、補助金実績報告書に書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払いにより交付する。

(補助金の取消、及び返還)

第8条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消し、すでに補助金を交付した場合は、その補助金の返還を命ずることができる。

1、この要綱に違反したとき

2、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(維持管理)

第9条 処理容器の設置者は、施設を定期的に点検し、害虫、悪臭の発生及び汚泥の流出を防ぎ、常に良好な維持管理に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。